

## 第8回群馬県特別高圧電力価格高騰対策支援金交付要綱

### (通則)

第1条 群馬県特別高圧電力価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）の規定のほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この支援金は、国際情勢を背景としたエネルギー価格の高騰が続いていることを鑑み、群馬県内に事業所（公共施設・発電施設等を除く）を有する事業者に対して予算の範囲内で支援金を交付することにより、特別高圧電力を受電する県内事業者を支援することを目的とする。

### (対象者)

- 第3条 この支援金は、小売電気事業者等と特別高圧電力需給契約を締結しており、かつ群馬県内に事業所（公共施設・発電施設等を除く）を有する事業者を対象とし、事業者とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項各号に定める中小企業者及び同条第24項各号に定める中堅企業者のうち第3条第2項から第4項で定める各要件をすべて満たすものをいう。
- 2 支援金の申請時点においてパートナーシップ構築宣言の申請を行い、支援金の交付決定までに当該宣言がパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて公表されていなければならない。
- 3 「群馬県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）及び「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱（平成23年3月28日施行）」の運用に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員により、その事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員により、その事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 4 自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
  - (2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(交付対象期間及び交付額)

第4条 支援金の交付対象期間及び交付額(単価)は、別表1のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象事業者(以下「申請者」という。)は、群馬県特別高圧電力価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別途定める添付書類を添え、期日までに知事に提出するものとする。

2 申請者は、前項の申請書を複数回提出する場合、知事が別に定める規定に基づき、重複等する資料の一部又は全部の提出を省略することができる。

3 申請者は、知事が必要と認めるときは、追加資料を提出しなければならない。

(交付決定及び確定通知)

第6条 知事は、申請書に基づき、当該申請に係る書類の審査等により交付の可否を決定の上、交付額を確定するとともに、その決定内容を様式第2号により申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 知事は、前条に定める交付を決定したときは、当該申請者に対して速やかに支援金を支払うものとする。

(検査等)

第8条 知事は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申請者に対して、申請内容の詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係書類の確認又は現地調査等(以下「検査等」という。)を行うことができる。

(取消)

第9条 知事は、申請内容に虚偽又はその他不正行為があると認めるときは、検査等の上、支援金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(支援金の返還)

第10条 知事は、前条による取消しをした場合、支援金の交付額の全部又は一部の返還を求めることができる。なお、その場合には、その旨を当該申請者に書面により通知するものとする。

(資料等の整備及び保管)

第11条 申請者は、支援金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 申請者は、支援金の交付を受けたときは、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

(その他)

第 12 条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

交付対象期間及び交付額 (単価)

|                   | 中小企業者                                                                                                                     | 中堅企業者                                  |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ① 交付対象期間          | 令和 8 年 7 月～令和 8 年 9 月                                                                                                     |                                        |
| ② 交 付 額 ( 単<br>価) | 1.8 円/kWh<br>(令和 8 年 8 月分のみ 2.3 円/kWh)                                                                                    | 0.9 円/kWh<br>(令和 8 年 8 月分のみ 1.2 円/kWh) |
|                   | ①の期間の特別高圧電力使用量に②の単価を乗じた額<br>※千円未満切り捨て<br>※事業者 1 者当たりの上限額は 3 千万円とする。<br>※予算を超える申請があった場合、支援金を全申請者に交付する<br>ため、支援額を減額する場合がある。 |                                        |